



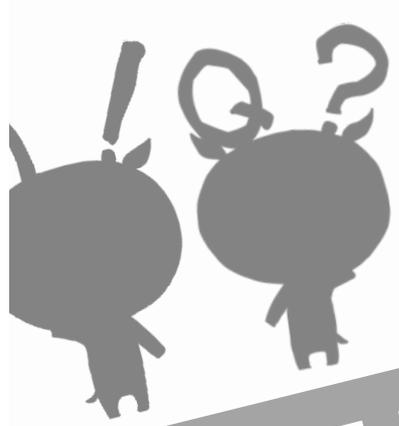
奈良市

協働の

Q

&

A



奈良市 市民活動部 協働推進課

TEL 0742-34-5193

FAX 0742-34-5194

Email kyoudousuishin@city.nara.lg.jp

はじめに

奈良市では、市職員の協働に対する意識の向上のため、平成20年度より『協働のための職員研修』を実施しています。

平成20年度は全ての課長、平成21年度は係長級以上の職員、平成22年度からは全職員をそれぞれ対象としていましたが、平成24年度は、協働について、より実践的な考え方や方法を身に付けることを目的として、8月28日から30日までの3日間、市民公益活動団体の方々や市民の皆様と一緒に協働について考える研修を行いました。

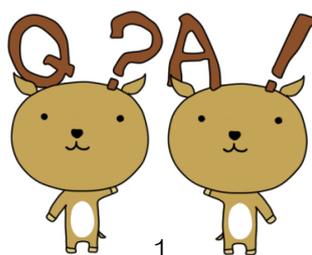
この研修のなかで、協働に関して分からないことについて、市民公益活動団体の方々や、市民の皆様と市職員とが一緒に考えたところ、多くの疑問といくつかの回答が集まりました。この『協働のQ&A』は、それらを協働推進課でまとめ、分かりやすく編集したものです。

実際に市民公益活動を行っている方や、協働による事業を担う市職員という、現場の声を集めたこの『協働のQ&A』を読んでいただくことで、協働に関する疑問が少しでも解決され、市民参画と協働によるまちづくりのきっかけとなることを願っています。

最後に、このQ&Aの編集にあたりご指導いただきましたIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表の川北秀人様をはじめ、研修にご参加いただきました皆様に、心からお礼申し上げます。

平成25年5月

奈良市役所
市民活動部 協働推進課



第1章 協働ってなんだろう？

- Q1 なぜ協働しなければいけないのですか？……………4
- Q2 協働の具体的な目標やゴールはあるのですか？……………4
- Q3 協働とは、必ず市と市民公益活動団体が行っているものなのですか？……………4

第2章 協働を始めてみよう

● イメージしてみよう

- Q4 協働における「対等」とはどのようなことですか？……………5
- Q5 まず職員は何をしたらいいのですか？……………5
- Q6 協働に適した事業とはどのようなものですか？……………5
- Q7 協働において、市が出来ない事業はありますか？……………6
- Q8 協働する事業のニーズや情報を得るにはどうすればいいですか？……………6
- Q9 事業を行ううえで、ニーズの優先順位はどう決めればいいですか？……………6
- Q10 協働する事業はどう決めるのでしょうか？……………6

● 相手をさがそう

- Q11 協働の相手はどうやって決めるのですか？また決定基準は何ですか？……………7
- Q12 協働の申し出が多数あった場合、相手を選択する基準はどのようにすればいいですか？……………7
- Q13 協働するためのパートナーを探したい場合、相手の事前評価や事業実績が充分かどうか等がわかる案内やホームページ（具体的な中身がわかるパンフレット等）はあるのですか？……………7
- Q14 協働する相手にはどれだけの力量が必要ですか？……………8
- Q15 相手が話に乗ってこなかったらどうすればいいですか？……………8
- Q16 市と市民公益活動団体とのネットワークはどのように作ればいいですか？……………8

● 計画前に気になる点

- Q17 協働しても事業の質・公平性・公共性は維持できますか？……………9
- Q18 市は協働事業にどこまで踏み込めますか？……………9
- Q19 協働を行うときに、実際に動くのは協働相手で、行政は費用のみを負担するのですか？……………9
- Q20 協働事業を行う場合、個人情報の取扱いはどうすればいいですか？……………9
- Q21 協働するためにはどのくらいの時間が必要ですか？……………10
- Q22 複数の部署にまたがる事業はどうすればいいですか？また、事業途中で他課との連携が必要になればどうすればいいですか？……………10

● 実施の計画をたててみよう

- Q23 市は何をするのですか？また、団体の役割は何ですか？……………11
- Q24 役所のなかで事業の担当者は何をするのですか？またどのように担当者を決めればいいですか？……………11
- Q25 主となって進めていくのは誰ですか？……………11
- Q26 最初にどこまで取り決めを行っておけばいいですか？……………12
- Q27 協働には規約や組織表は必要ですか？……………12
- Q28 年間計画や年次計画を立てるべきでしょうか？……………12
- Q29 協働の目的設定、目標の共有化はどうすればいいですか？……………12
- Q30 共有できない目的・方向性はどう改善すればいいですか？……………13
- Q31 協働事業での決定、契約、請負及び責任の範囲と項目はどのようにすればいいですか？……………13

第3章 協働を始めたら

● 協働の途中で…

- Q32 協働内容と経過は公開されますか？……………14
- Q33 お互いの意見が対立していた場合は、どう調整すればいいですか？……………14
- Q34 協働事業で持ち上がった法的な問題はどうか処理すればいいですか？……………14
- Q35 途中で協働事業の目的・方向性が変わった場合や中止の必要性が出てきた場合は
どう解決すればいいですか？……………15
- Q36 複数の相手との協働や、事業途中での協働の相手先の変更は可能ですか？……………15

● 事故や問題が起きたら

- Q37 協働を実際に行って事故や問題が起きた場合の責任の所在、改善策やマニュアルは
準備されているのですか？……………16
- Q38 協働が行き詰った場合はどうすればいいですか？……………16
- Q39 協働相手が途中で協働を辞退したり、行政が財政破綻した等各パートナー自身が
協働できなくなった時はどうすればいいですか？……………16

● 実施にあたって気になる点

- Q40 協働での最終現場責任者・決定者は誰ですか？……………17
- Q41 行政の臨機応変な対応は可能ですか？……………17
- Q42 結局は窓口同士の話し合いになりませんか？……………17
- Q43 協働で活動したとき保険はあるのですか？……………17

第4章 協働が終わった後に

- Q44 事業内容の検証や評価、決算報告は必要ですか？また誰がするのですか？……………18
- Q45 協働を継続するモチベーションを維持する秘訣は何ですか？……………18

第5章 予算・資金について

- Q46 協働でのボランティア活動は無償が一般的ですが、人が動く以上何らかの経済的支援が
必要なのではないのでしょうか？……………19
- Q47 協働した場合の財源、予算規模、NPOなどの団体との間での負担割合はどうなるのですか？……………19
- Q48 協働した場合、事業計画を予算どおり実行できるのでしょうか？……………19
- Q49 予算が複数年度にわたる場合、どうすればいいですか？……………19
- Q50 事業によって収益が出た場合、財産管理はどうすればいいですか？……………20

第6章 協働の推進について

● 庁内に向けて

- Q51 協働の必要性を課内や職員に理解・認識してもらうにはどうすればいいですか？……………21
- Q52 担当者が人事異動してしまったらどうすればいいですか？……………21
- Q53 市内の組織づくり・運営はどう行うのですか？……………21
- Q54 必要な人材や時間はどうやって確保するのですか？……………21

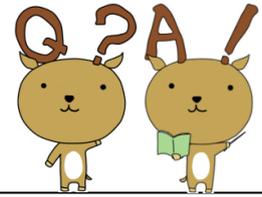
● 市民に向けて

- Q55 どのような方法で協働事業を市民へ広報・PRし、理解・協力してもらえばいいですか？……………22
- Q56 団体・市民等に協働の意識を持ってもらうにはどうすればいいですか？……………22

● 全体に向けて

- Q57 能力・専門知識向上のための研修等がありますか？また担当者の研修はありますか？……………23
- Q58 幅広い意見を求めるためには、みんなの声をどのような方法で集めていけばいいですか？
またその範囲は？……………23
- Q59 協働について相談できる場所・窓口やサポート体制はありますか？……………23
- Q60 奈良市で実際に協働を進めている課はあるのですか？また、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」
制定後、協働をして上手くいった例はどのようなものですか？……………23
- Q61 協働組織の法規制はありますか？……………24

第1章 協働ってなんだろう？



Q1 なぜ協働しなければいけないのですか？

A1 急激な経済状況の変化や、少子・高齢社会により、地域に様々な新しい課題が生まれてきており、これらの課題を解決し、きめ細かな市民サービスを行うためには、市の力だけでは対応しきれなくなってきているという現状があります。

より住みよい地域をつくるためには、行政による「団体自治」だけではなく、地域住民自身による「住民自治」を拡げていくことが、今後さらに重要になってきています。

また、奈良市においても重要な、文化・教育・観光を含む、あらゆる産業分野での国際的な競争力を高めるには、民間の活力が不可欠です。

その一方で、今、行政任せにするのではなく自主的にまちづくりに取り組もうとする市民や公益活動団体などが、徐々に増えてきています。そこで、市民や公益活動団体などの斬新な発想や創造力など、市民が持っている力を発揮していただき、市民と市がともにまちづくりを進めるために、「協働」することが求められているのです。

Q2 協働の具体的な目標やゴールはあるのですか？

A2 協働にはさまざまな形態があり、すべてに共通する具体的なゴールというものはありません。協働を行う際には、どのような課題を、いつまでに、どのように解決するのかについて、あらかじめお互いに協議し、事業の内容によって、役割分担や具体的な目標を決める必要があります。共通の目的である公共的な課題を解決することができた時が協働のゴールと言えるでしょう。そのため、短期間でゴールに到達するものや、ゴールするまでに何年もかかるものもあります。

ただし、協働を行うなかで社会状況などが変化した場合は、当初の計画に縛られることなく、お互いに協議し、目標を修正することも大切です。何をもって目標が達せられた状態と言えるのかを常に意識しながら協働を進める必要があるでしょう。

また、協働は目的ではなく手段であるため、事業ごとに目標が定められることはあっても、協働による地域づくりには終わりはありません。

Q3 協働とは、必ず市と市民公益活動団体が行っているものなのですか？

A3 協働は、市と市民公益活動団体だけが行うものではなく、市民と市民公益活動団体、自治会と市、事業者と市民公益活動団体、自治会と事業者なども、共通の目的があれば、協働の相手として課題を解決するために取り組むことができます。

また、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」（P10 協働コラム～奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例～参照）の中で、『協働』とは、「市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。」と定義しています。

第2章 協働を始めてみよう

》イメージしてみよう



Q4

協働における「対等」とはどのようなことですか？

A4

協働における「対等」とは、決して上下の関係ではなく、同じ目的を解決するために協力し合うパートナーとして、緊張感を保ちながら、なんでも言い合える関係であることをいいます。

そのためには、それぞれお互いが対等なパートナーとして、自覚と責任を持って事業を遂行する必要があります。

また、協働によって得られた成果は、どちらか一方だけのものになるのではなく、協働相手と市が共有します。

Q5

まず職員は何をすればいいのですか？

A5

自分が担当する事業や業務の中に、協働によってより大きな効果や、より効果的な進め方が期待できる事業や業務があるかどうかを検討することから始めてみましょう。

既存の事業を行っているなかで、現場の職員や市民の声からでてきた課題を整理するなど、課題の洗い出しを行い、洗い出した課題について、協働で取り組むことで事業効果を高めることが出来るものと考えていきます。そこに取り組みそうなものがあれば、庁内や市民に情報を発信しながら、協働の相手を探すなどの計画をたてていく過程に移りましょう。

Q6

協働に適した事業とはどのようなものですか？

A6

市民、自治会、NPO、事業者、学校などが持っている知識や経験、専門性などを効果的かつ効率的に活用することにより、単独で実施するよりも、市民サービスの質の向上が図られる事業が協働に適した事業だといえます。それらの主体が独自で行っている取り組みや事業の中にも、広く社会性や公共性を持つものがあり、市が行っている施策や事業の目的や対象が同じものがあります。

特に、きめ細かな対応が必要とされる事業や、市民目線による発想で事業展開が期待できるような事業が適しているといえるでしょう。

Q7

協働において、市が出来ない事業はありますか？

A7

市が行う事業である以上、協働で行う事業も、特定の個人や組織の利益になるものではなく、公共の利益のために行われるものである必要があります。このように、当然何でもできるわけではありませんが、協働を考えるときに一番重要なことは、前例踏襲にとらわれないことです。「市にしか出来ない」と思っている事業の中にも、協働が可能な事業がありますので、まず、職員自身が意識を変えることが必要です。

そして、これまでの業務を事務的に進めるのではなく、職員自ら積極的に関わる意識を持つことで、協働が可能な範囲が広がります。

ただし、協働しようにも、パートナーとなる相手がいなければ協働はできないので、協働の相手の育成も市の役割のひとつです。



Q8

協働する事業のニーズや情報を得るにはどうすればいいですか？

A8

協働推進課や、ボランティアインフォメーションセンターなどの中間支援組織で、情報を収集してホームページなどで発信しています。事業者との協働の情報については、地域の経済団体などで紹介されていることもあります。大手の事業者などではホームページで活動を紹介しています。

また、市民や団体がどのような協働事業を望んでいるのかをキャッチするために、日頃からアンテナを立てて積極的に情報収集を心がけましょう。地域課題や社会的課題を具体的に抽出する方法としては、アンケート調査や意見交換会、ワークショップなどがありますが、市に寄せられる要望やクレームなどからも読み取れる場合もあります。それらの情報を積極的にチェックするようにしましょう。

Q9

事業を行ううえで、ニーズの優先順位はどう決めればいいですか？

A9

まずは市の政策に合致しているかどうか重要です。市民ニーズが高いことはもちろんですが、他にも重要性、緊急性、公益性、費用対効果、そして実際に実現が可能か等を考慮して、優先順位を決めましょう。

Q10

協働する事業はどう決めるのでしょうか？

A10

どのような課題の解決を図りたいかにもよりますが、まずは特に重点的に解決を図る必要がある地域課題や社会的課題を洗い出し、更にその中から、協働で取り組むことにより高い効果が得られる見込みのあるものを選定します。

次にその内容に適した協働の相手を見つけ、具体的な取り組み内容について、効率性、即効性、持続性などの視点から、その協働の相手と共に企画段階から協議・検討を重ねながら決めていくのがよいでしょう。

なお、市が関わる協働事業は、公共的な課題の解決を図るためのものであることから、協働の提案に関する手続きを進める際には、公平性を期すために、公募により協働の相手を選定することが望ましいでしょう。

ただし、事業の目的と内容によっては協働の相手が最初から限定されることもあります。その時は、出来る限り企画段階から協議・検討しながら進めることが重要です。

》 相手をさがそう



Q11 協働の相手はどうやって決めるのですか？また決定基準は何ですか？

A11 協働の相手を具体的に決定する際には、法人格の有無などの組織形態で判断するのではなく、活動目的や活動実績などをよく調べ、事業を遂行する能力や財政状況なども考慮して決定しましょう。協働によって、より質の高いサービスの提供が期待できる相手を総合的に評価する必要があります。

協働の相手は公平性を期すために広く公募するのが望ましいですが、何かの事情で公募できない場合は、協働推進課または、ボランティアインフォメーションセンターで、ある程度団体の情報を把握していますので、お気軽にご相談下さい。

また、過去に行った協働事例の評価と計画をホームページにて公開していますので、参考にいただけます。【奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画】

(<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1292811162915/index.html>)

Q12 協働の申し出が多数あった場合、相手を選択する基準はどのようにすればいいですか？

A12 複数の相手が協働の申し出を受けた場合は、相手に企画提案をもらい、相手の活動実績や団体の財務状況などを考慮しながら、取り組む協働事業の目的がしっかり達成できるかどうかについて審査、選考を行い選定します。

例えば、申し出の政策との合致性、相手の協働の実績、専門知識を持つスタッフの有無、定款や規約の有無、収支の健全性などの運営状況、活動内容の情報公開の有無、法定手続きの履行状況などを選択の基準にするとよいでしょう。

Q13 協働するためのパートナーを探したい場合、相手の事前評価や事業実績が充分かどうか等がわかる案内やホームページ(具体的な中身がわかるパンフレット等)はあるのですか？

A13 協働推進課では協働の相手を探すための参考となるように、一部の市民公益活動団体の行政と協働できることや協働実績などがわかる「協働のパートナーリスト」を作成し、ホームページ上で公開しています。【協働のパートナーリスト】

(<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1343105581020/files/list.pdf>)

また、協働の相手となる団体や個人の評価が一目でわかるようなホームページやパンフレット等はありませんが、協働推進課やボランティアインフォメーションセンターにおいて、奈良市内のNPO法人のリストなど、ある程度の団体の情報を把握していますので、お気軽にご相談下さい。

その他にも、地域で活動している自治会・町内会や、専門性の高いNPO、社会貢献活動を行っている事業者などが発信している情報をこまめにチェックし、課題の解決につながる取り組みとして、協働により行うことができないか、個々の職員がアンテナを張っておくことが大切です。

なお、事業者の社会貢献などに関する情報については、地域の経済団体などで紹介されていたり、大手の事業者などでは自社のホームページでそれらの活動を紹介されていますので、そちらも参考になるでしょう。

Q14 協働する相手にはどれだけの力量が必要ですか？

A14 協働の相手に求められる力として、課題を解決するために必要な知識や企画力、決められた期限内に事業が遂行される行動力や実行力などが挙げられます。
しかし、重要なことは、協働によって、相手の専門知識やノウハウ、経験を活かし、公共の利益に対してよりよい効果が得られるかどうかです。
また、事業を実施していくなかで、発揮された特性や力量を見極めながら、より深い関わりを持つ協働事業へと発展させるために、市と協働の相手が「共に育ち合っていく」という観点も必要です。

Q15 相手が話に乗ってこなかったらどうすればいいですか？

A15 相手が話に乗ってこない場合は、無理に協働する必要はありません。協働とは、市の手が届きにくい課題について、市民の目線で、自発的に活動を行う団体等と共に取り組むべきものであるからです。また、NPOまたは市がそれぞれ単独で実施した方が効果が高い事業もあります。
しかし、協働で行う方が効果を発揮する事業の場合は、市民に向けて、しみんだよりやホームページ、またその他の媒体をとおして協働相手を募集していることの発信を行うなど、協働相手を探すことも必要です。
また、市が人材育成となる事業を行い、自発的な活動を促すことも有効です。それにより、市民が目的意識を持って団体を組織したり、将来の協働の相手へと成長することがあるためです。

Q16 市と市民公益活動団体とのネットワークはどのように作ればいいですか？

A16 まずは、協働推進課やボランティアインフォメーションセンターが把握している団体と繋がっていくのも方法のひとつです。
また、繋がりができた後は、定期的に情報交換や事業の実施に関する打合せの機会を設けるなど、常に顔の見える関係を築いていくことで、ネットワークを広げていきましょう。普段からの付き合いの中で、お互いに尊重しあい、信頼関係を築いておくことが重要です。
「お互いに尊重しあう」といっても、まったく知らない者同士が最初から尊重しあうことは難しいですが、普段からいろいろな情報を共有し合い、腹を割った議論をしてよりよい関係を築いていきましょう。



》 計画前に気になる点

Q17 協働しても事業の質・公平性・公共性は維持できますか？

A17 注意すべき事柄はありますが、協働によって事業の質・公平性・公共性を保てなくなるということはありません。

「公共事業」を協働の相手にも担っていただくことになるため、協働事業の相手の選定には、選定の方法や結果の公開など、公正な選定に努める必要があります。

また、実際に事業を進める際にも、常に受益者である市民のために何ができるかを考えておくとともに、協働のプロセスにおける情報はできるだけ公開して透明性を図ることで、事業の質・公平性・公共性が維持されます。



Q18 市は協働事業にどこまで踏み込みますか？

A18 PDCAサイクル（Plan<計画>、Do<実行>、Check<評価>、Action<改善>）のすべての段階において、協働で事業を行うことは可能です。しかし、協働の相手が自主的に活動されることに対して、市が資金や技術の援助などを行う協働もあれば、相手も市も同じぐらいのウエイトで動くという協働もあり、市がどこまで踏み込むのがよいかというのは、事業によって様々です。お互いの特性や力をもっとも活かせる形態を探しましょう。

どのような場合も、協働事業を行う場合には、協働相手と事前に役割分担などを決めておく必要があります。また、事業開始後も、何度も何度も顔を合わせて話すなど、コミュニケーションをとることが大切です。市側から積極的に働きかけ、事業がスムーズに進むよう心がけましょう。

Q19 協働を行うときに、実際に動くのは協働相手で、行政は費用のみを負担するのですか？

A19 そうとは限りません。テーマをしぼった活動をされている協働相手の創造性・柔軟性・機動性を活かして、動いてもらうこともあるでしょうし、市と協働相手が一緒に動く場合や市が動く場合もあります。

また、費用についても、公共的課題の解決につながる内容であれば、その必要性・公益性に応じて市が経費を負担する場合もあるでしょうし、割合を決めて市と協働相手が出資する場合、協働相手が出資する場合もあります。いずれの場合も、十分に協議しながら、より効果的・効率的に事業を実施できるよう、お互いの得意分野などを考慮して、あらかじめ役割分担を決めておくことが大切です。

Q20 協働事業を行う場合、個人情報の取扱いはどうすればいいですか？

A20 市と団体が協働事業を進めるにあたって、協働の相手と市が持つ個人情報を共有することもあります。その際には「奈良市情報公開条例」に基づいて、特に注意して対応しましょう。協働事業において個人情報に触れる機会がある場合は、あらかじめ、個人情報の漏えい等の防止、秘密の保持、委託の禁止、目的外使用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時における報告義務、提供資料の返還義務、協定の解除及び損害賠償請求などについて、協定書などの形で明確にしておく必要があります。

Q21 協働するためにはどのくらいの時間が必要ですか？

A21!

新しく協働で事業を始める際や、協働相手を探し始める際には、前年度もしくはそれ以前の企画段階から動き始める必要があり、多くの時間や労力がかかるでしょう。また、協働して事業を進めていくなかで、当事者間の相互理解・信頼関係を構築していくことも大切です。

しかし、将来的に質の高いサービスを効果的に実施できるのであれば、当初にかかってくる時間と労力は必要なものだと考えるべきです。

例えば協働相手が主催する事業に後援名義の使用を認める場合は、名義使用申請を受理し使用を許可してから、事業が終了し実施報告を確認するまでという比較的短期間のものとなりますし、また一年を通して行うような大きいイベントなどの事業の場合は計画に年単位の時間が必要となるなど、事業や協働の形態によって必要な時間に違いがあります。

Q22 複数の部署にまたがる事業はどうすればいいですか？

また、事業途中で他課との連携が必要になればどうすればいいですか？

A22!

基本的には、主となる部署が他部署に働きかけていく形が望ましいでしょう。協働で行う事業は、必ずしも市の各課の事務区分と一致するわけではありません。関係課が複数あったり、各課の事務分担に定められていない部分に踏み込む可能性もあります。その際は縦割組織の思考ではなく、広く市政全般を見渡すことが必要となります。同じく、事業途中で連携が必要になった場合も、主として事業を行っている部署が調整を図りましょう。

しかし、うまく調整ができない、また事業に進展がない場合等は、協働推進課にご相談ください。



協働コラム～奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例～

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」は、行政だけでなく、市民、市民公益活動団体、事業者、学校など地域における様々な主体が、参画と協働という考え方を中心にして共に奈良市のまちづくりを担っていく必要があることを、条例として明確に示し、奈良市の協働に対する取り組みを、具体的に市民の間に広げ、**恒久的に奈良市の仕組みとして定着させる**ために、平成21年に制定されました。

奈良市の将来へ向けた**まちづくりの方向性**をどのような方向で考えていけばいいのかや、市の責務はもちろん、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割とともに、**市政を運営していく上での基本的な方向付け**、またそれらをどんな手順で進めていくのかなどについて、具体的に定めています。

奈良市において、**自治の刷新を実現していくための**、まちづくりや**市政運営全般に対して根幹となる条例**です。



》 実施の計画をたててみよう

Q23 市は何をするのですか？また、団体の役割は何ですか？

A23 決まった役割というものはありません。それぞれの特性や得意分野を活かす役割を行います。例えば、市は事業を行うのに必要な場所や資金、広報手段などを提供することができますし、協働の相手である団体は、その専門知識やノウハウを活かすことができます。協働は、異なる立場の主体同士が、それぞれの視点や特性を活かして課題に立ち向かうことで、課題解決への効果を高めるものです。そのため、取り組む事業によって、お互いの主体性を保ちつつ、それぞれの得意分野を発揮できるような協働の形態を探ることが大切です。

また、最初からいきなり協働に取り組むのが難しい場合は、まずは交流事業を行うなど、お互いの理解を深めるところから取り組むのもよいでしょう。

Q24 役所のなかで事業の担当者は何をするのですか？またどのように担当者を決めればいいですか？

A24 担当者の役割としては、所属している部署が行っている事業のなかで、協働によってより効果的に実施できる事業がないかを洗い出すことや、他課の担当者と連絡を取り合い、調整を図ることなどになります。現在、奈良市の中では各部署に協働担当者を配置するという制度がないため、担当者を決定する基準や方法などはありませんが、今後、考えていく必要があると考えています。

また、担当者を決定するだけでなく、職員一人一人が、それぞれが現在担当している事業を見直し、協働できることはないか考えることも大切です。

Q25 主となって進めていくのは誰ですか？

A25 例えば委託や指定管理などの協働の形態をとる場合は、協働の相手を選定する作業などは市の事業担当部局が主となって進め、実際事業の運営を行う際には相手と協議しながら進めていくことになるでしょう。

また、協働の相手が主催する事業を市が後援するなどの場合は、主として進めるのは協働の相手になります。

このように、場合によって主として進めていくことになる主体は様々です。

しかし、協働は対等な立場で取り組むことが原則であるため、事業を進めていく際にも、上下ではなく横に並んだ関係であることを意識し、より事業の効果が高くできるように進めていく必要があります。

役割分担を決めた後も完全に分業とするのではなく、定期的に話し合って意志疎通を図り、事業の目的や状況を確認し合ひましょう。



Q26 最初にどこまで取り決めを行っておけばいいですか？

A26

企画段階において取り決める事柄としては、取り組む事業の達成すべき目標や、協働の行程、お互いの強みや弱みを活かした役割分担、責任の及ぶ範囲、それぞれの資金負担、想定できるトラブルのリストアップや対処法などが主な内容になります。内容は事業の目的等によっても変わってきますが、事業を実施する前の協議は非常に重要なものとなります。

取り決めたことは協定書やマニュアルにするなど、明文化しておくとなおよいでしょう。



Q27 協働には規約や組織表は必要ですか？

A27

事業内容や規模にもよりますが、組織表を作成し、責任者や、団体の所属人数等、お互いの組織の内容を把握していると、よりスムーズに協働事業を進めることができるでしょう。また、安全に事業を実施するためと、事業実施中のトラブルに対応するために、事前に規約や協定書を締結し、協働の相手と市の双方の役割や約束を明確にしておくことが重要です。

Q28 年間計画や年次計画を立てるべきでしょうか？

A28

事業を円滑に進めるために、計画を立てる必要があります。「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」では、単年度ごとのPDCAの計画と目標値を設定しています。また、長期的な取り組みとなる事業の場合でも、市の事業としては、中間目標などを立てる等として、4月から3月までの単年度ごとの取り組みを設定していく形になるでしょう。

なお、数年に渡る事業を行う場合は、当初に立てた計画に縛られず、常に協働の相手との話し合いや見直しを行い、目的の達成に、より効果的な計画に修正していくことが必要です。



Q29 協働の目的設定、目標の共有化はどうすればいいですか？

A29

協働で事業を行う前提として、共通の公共課題の解決を目的にするということがあります。それを踏まえて、その事業がなぜ協働する必要があるのかや、なぜ協働の相手としてお互いを必要としているのかに基づいて目的を設定しましょう。

協働の相手となる市民公益活動団体などの組織と市は、それぞれが持っている情報やノウハウが異なります。そのことを理解したうえで、地域のニーズや課題について十分な話し合いを重ね、目的の共有と明確な目標設定を行いましょう。

Q30 共有できない目的・方向性はどう改善すればいいですか？

A30 共通した公共的な課題の解決を目的にする以上、目的や方向性が異なっている場合、無理に協働する必要はありません。あらかじめ、協働の相手と市とが連携して協議する「場」を設けるなど、目的や方向性の確認をしておくといでしょう。

また、事業の途中で目的や方向性が異ならないように、当事者間の相互理解・信頼関係を構築しておきましょう。事業開始後も、何度も顔を合わせて話すなど、コミュニケーションをとり、常に目的や方向性を確認し合う必要があります。

Q31 協働事業での決定、契約、請負及び責任の範囲と項目はどのようにすればいいですか？

A31 現在、協働の協定書などの決まった様式や記載事項はありません。一例ではありますが、委託を行う場合などは、委託期間、委託料、年間の事業方針、報告の取り決め、法令等の遵守、個人情報保護の保護、費用分担に対する方針、リスク分担に対する方針などを盛り込んだ契約書（※「奈良市契約規則」に規定されている契約書の項目を参考にしてください。）や協定書、または仕様書などを作成するとよいでしょう。これらの作成を協働相手と協議の上で行います。また責任範囲を明確化するためにも、内容は可能な限り公開することが望ましいといえます。

協働コラム～協働の形態①～

行政とNPO法人・ボランティア団体などとの協働については、以下のような形態が考えられます。どのように協働するかについては、お互いの特性を活かせるかどうかを基準に、それぞれのミッションや能力と協働の目的を検討して個別に判断しましょう。

○委託(協働型委託)

行政責任領域、つまり、本来行政が行うべき事業を、ボランティアやNPO、地域自治組織などの市民公益活動団体に委託することです。業務委託との違いは、相手方である市民公益活動団体の創意工夫が発揮されやすい状況をつくることと、事業の企画段階からともに協議し、事業実施後の評価や改善も一緒に行うことが必要であるという点です。

○指定管理者制度

公の施設の管理に市民公益活動団体などの民間能力を活用し、市民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として実施する制度です。

○市民公募

審議会等の委員を広く市民から公募するものです。

○事業協力

市民公益活動団体と行政の間で、目標や役割分担を取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態です。

事業を行うにあたり、初期の段階から市民ニーズや、事業の目的について、互いに十分な意思疎通を行うことが必要です。具体的には、共催方式や実行委員会・協議会方式があります。

○共催

市民公益活動団体などと行政が、ともに一つの事業を主催する形態です。

○実行委員会・協議会

市民公益活動団体などと行政で構成された実行委員会が主催者となって、事業を実施する形態です。



協働コラム～協働の形態②～(P14)に続く

第3章 協働を始めたら

》 協働の途中で…



Q32 協働内容と経過は公開されますか？

A32 「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」において、市の各部署が行っている協働事業の評価と次年度の計画を、ホームページにて公開しています。

なお、推進計画に掲載されていない協働事業でも、公正性及び透明性の確保という観点から、市役所の中だけではなく、市民へ向けて説明責任を果たすことが必要なので、可能な限り公開するほうが望ましいでしょう。また、事業は公開を念頭に置いて進めることが必要です。

Q33 お互いの意見が対立していた場合は、どう調整すればいいですか？

A33 基本的には、対立点を明確にした上で、共有の場で協働相手と協議し、事前に定めた協定書あるいは仕様書などに基づき、受益者である市民の利益を考えて調整を行います。協議を行っても解決しない場合は、協働推進課にご相談ください。

Q34 協働事業で持ち上がった法的な問題はどのように処理すればいいですか？

A34 事業中に思わぬ問題が起こった場合は、当該事業が基づく法に則って解決を図ります。まず、協働を進める上では、責任の所在を明らかにすることが重要となります。起こりうる問題については協定書等で責任範囲を事前に明確化し、それに基づいて処理することが望ましいでしょう。



協働コラム～協働の形態②～

協働コラム～協働の形態①～（P13）の続きです。

○後援

市民公益活動団体などが主催する事業に対して、後援名義の使用を認めることをいいます。

市民公益活動団体が単独で事業を開催することに比べて、事業や団体そのものに対する信用度が上がるので、これらの活動を活性化する働きが期待されます。

○補助・助成

協働のコラム～協働の形態①～（P13）で説明した協働型委託が行政責任領域であったことに対し、民間責任領域、つまり、市民公益活動団体などが自主的に行う、地域に密着した公益性のある事業に対して、行政が補助や助成を行うという形態です。

○情報交換・情報提供

行政や、市民公益活動団体が行う様々な事業を円滑に進めるために、互いの持つ情報を交換したり、提供を行うものです。

○企画立案・政策提言等

奈良市が行う事業の企画を、市民や市民公益活動団体の方々と一緒に考えたり、市民や市民公益活動団体の方々から、市の施策や政策についての提言をいただくというものです。

Q35 途中で協働事業の目的・方向性が変わった場合や中止の必要性が出てきた場合はどう解決すればいいですか？

A35 協働相手とは、事業の進捗に合わせて綿密に協議を行い、目的や方向性が変わった場合は、再度協議した上で必要に応じて目標を修正し、共有していくことが大切です。
ただし、協働をすることそのものが目的ではなく、協働によって得られる成果を目的とするということを常に念頭においた上で、中止という判断をする場合もあります。

Q36 複数の相手との協働や、事業途中での協働の相手先の変更は可能ですか？

A36 複数の相手先と協働事業を行うことも可能ですし、その方が事業に幅がでる場合もあるでしょう。それぞれの相手先と十分に協議を行い、役割分担をして進めましょう。また、協働事業は、協働相手との「対等な」契約ですので、相手先を違う相手先に変更する場合は、勝手に行うのではなく相手方の承諾が必要です。
ただし、協働は当初より目的を共有しているという前提がありますので、相手先の変更となる前に十分に協議をすることが大切です。



協働コラム～NPOやボランティア団体について～

いざ協働で事業をしようと思っても、どんな協働の相手がいるのかわからないこともあるかもしれません。

そんなときは、ぜひ「奈良市ボランティアインフォメーションセンター」や「奈良市ボランティアセンター」にお問い合わせください。NPO法人やボランティア団体など、市民公益活動団体の情報をご紹介します。



**奈良市ボランティア
インフォメーションセンター**
奈良市三条本町13-1
はぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）
1階
電話：0742-93-8435
FAX：0742-34-2336
URL：<http://www.volunt-info.jp>



奈良市ボランティアセンター
奈良県奈良市法蓮町1702-1
電話：0742-26-2270
FAX：0742-26-2003
URL：http://www.narashi-shakyo.com/html/volunteer_top.html

》 事故や問題が起こったら

Q37

協働を実際に行って事故や問題が起こった場合の責任の所在、改善策やマニュアルは準備されているのですか？

A37

先に準備されているマニュアルというものは現在ありませんが、このQ&Aを参考に協働推進課にご相談ください。

事業によって起こりうる事故や責任の及ぶ範囲というのは様々です。事業を計画する前に、あらかじめ協働相手との十分な協議の上で事故や問題に対する対応マニュアルや協定書などを作成し、対応について共有する必要があります。なお、想定外の問題にも迅速に対応できるよう、連絡体制などの仕組みを作っておくことも大切です。

Q38

協働が行き詰った場合はどうすればいいですか？

A38

行き詰まった原因を考えてみましょう。協働は相手を尊重することが大切ですので、無理に協働を続ける必要はありません。

まず、この「協働のQ&A」をもう一度読み直し、PDCAのどのプロセスが行き詰まったか考えてみてください。そして、改めて相手の強み、弱みを理解しなおした上で、協働の相手と協議することが必要です。また、解決しない場合や何か疑問点がある場合は、協働推進課にご相談ください。

Q39

協働相手が途中で協働を辞退したり、行政が財政破綻した等各パートナー自身が協働できなくなった時はどうすればいいですか？

A39

協働事業を実施する場合、事前に双方で契約や協定、事業計画を交わし、それぞれが協働できなくなった際や変更する際の手続きについて確認しておきましょう。もし協働ができなくなった場合は、決められた手続きに従って進めていきます。

なお、団体によっては、団体本来の業務があり、それに加えて協働事業を行う場合、事業が途中で行き詰まる場合があります。事業実施前に事業目的等を必ずお互いに確認しておきましょう。



協働コラム～ボランティアって何？～

ボランティア(volunteer)は、自由な意思で行動する人、「志願者」「奉仕者」等と訳され、一般的には、社会をよりよくしていくために自主的な社会貢献活動やそのために自分の技能や時間を自主的に無報酬で提供する「個人」のことを言います。

ボランティアとNPOの違い

	ボランティア	NPO
活動の主体	個人	組織
目的	社会貢献 自己実現	組織としての目的達成 ミッション（使命）の達成
報酬・収益	原則として無報酬	収益をあげるが非営利 (活動費や有給スタッフの人件費、管理費等に当てるが、構成員に分配しない)
相互の関係	NPOは活動の場	ボランティアは重要な担い手



》実施にあたって気になる点



Q40 協働での最終現場責任者・決定者は誰ですか？

A40 公共的な課題に対して、ともに取り組んでいくということには変わりませんが、協働する事業によって現場責任者・決定者は様々です。例えば、公共的な活動を行っている団体に対して、市が補助金等で活動を支援する場合は、市は団体の活動をサポートする立場になりますが、市の公共施設等の管理に団体等を指定管理者として指定するなどの場合は、市が最終的な責任者・決定者となります。

なお、あらかじめ協定書等に最終責任者や決定者について明記しておくことも必要となります。

Q41 行政の臨機応変な対応は可能ですか？

A41 そもそも協働による事業の特徴の一つは、相手との協議の上「臨機応変な対応」ができることです。協定書を締結している場合は協定の範囲内で、締結していない場合は協働の相手と協議の上、対応しましょう。より良い事業にするために、事業実施中でも積極的に相手と協議していく必要があります。

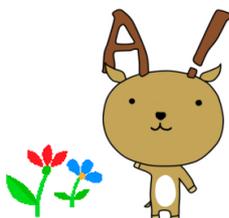
Q42 結局は窓口同士の話し合いになりませんか？

A42 窓口同士の話し合いにはなりますが、お互いを理解した上での話し合いは、様々な意見を取り入れることができ、協働の手法の一つといえます。また、実施の際は事業を推進するための推進計画を立てることになり、計画に沿って進めていくこととなりますので、窓口同士の話し合いになっても大きく事業の方向性が変わることはありません。

Q43 協働で活動したとき保険はあるのですか？

A43 市が依頼するボランティア活動や、市が主催・共催し、市民が参加する行事等には、奈良市が加入している全国市長会「市民総合賠償補償保険」が適用できる場合があります。詳しくは協働の相手方となる奈良市の担当課にご相談ください。

また、有料ですが、社会福祉協議会が行っている「ボランティア活動保険」や「ボランティア行事用保険」等もあります。



第4章 協働が終わった後に

Q44 事業内容の検証や評価、決算報告は必要ですか？また誰がするのですか？

A44 基本的には、協働を行った担当課が、事業内容の検証や評価、決算報告を行います。担当課だけでそれらの書類等を作成するのではなく、協働の相手と共に検証し、お互いに評価することが望ましいです。

Q45 協働を継続するモチベーションを維持する秘訣は何ですか？

A45 モチベーションを保つためには、常に進捗管理を行うことが効果的です。進捗管理を行うことで、めざす目的を見失わず、事業の必要性についての意識を常に保つことができます。そのため、協働による事業の計画を立てた後は、常に計画を確認しながら事業を進めていくのがよいでしょう。

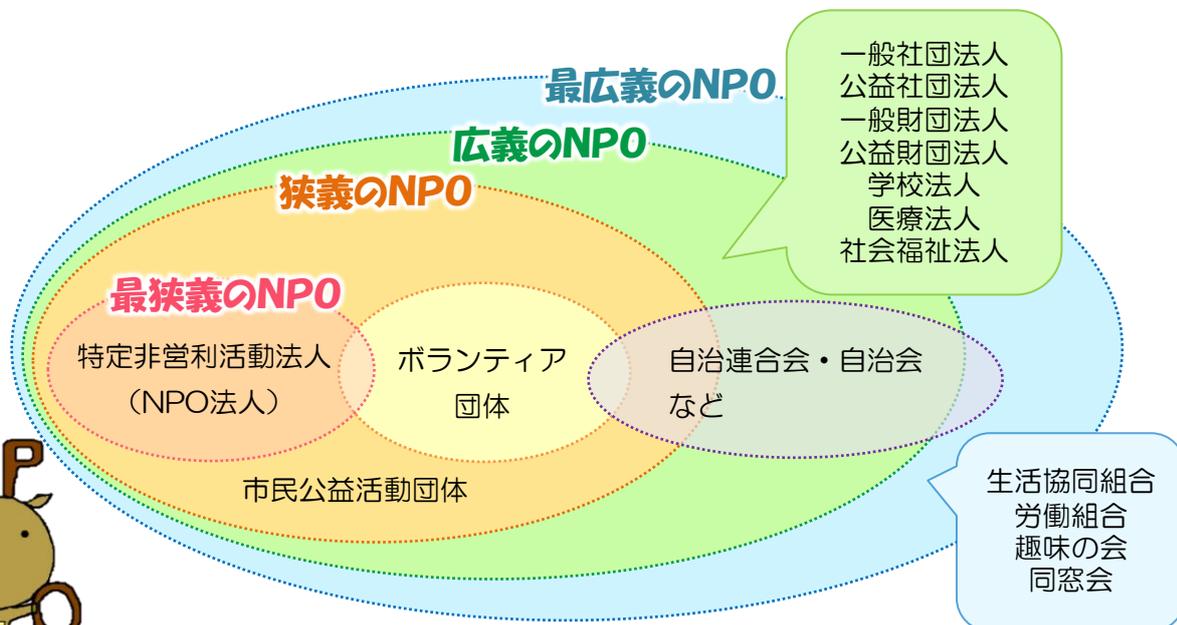
協働の相手のモチベーションを維持するためには、事業や協働の手段を工夫し、やりがいや楽しさを感じてもらうことも効果的です。市だけがまちづくりを行うのではなく、協働の相手も自らがまちづくりの主人公であるという意識を持ってもらうことができれば、相手のモチベーションも高まります。



協働コラム～NPOについて①～

NPO（Non Profit Organization）は、直訳すると「非営利組織」です。株式会社などの営利を追求する企業とは違い、**営利を目的としない組織**をいいます。

最狭義の特定非営利活動法人（NPO法人）は奈良市内に約160団体（平成25年3月現在）あり、特定非営利活動促進法によって所轄庁（奈良市の場合は奈良県）で認証される必要があります。



第5章 予算・資金について

Q46

協働でのボランティア活動は無償が一般的ですが、人が動く以上何らかの経済的支援が必要なのではないのでしょうか？

A46

協働とは公共的な課題の解決を図るために市と様々な団体が手を携えながら取り組むことであり、それらは無償のボランティア活動を前提にしているわけではなく、人件費等の諸経費は当然必要です。

協働で事業を行う際には、どの程度、何を市が負担するかについて協議し、基本的には市が担う役割と、協働の相手が担う役割を明確にしたうえで、市が支出する必要があると判断した経費については市の予算に計上して支出します。支出科目としては、協働の形態や内容にもよりますが、消耗品費や光熱水費、保険料、業務委託する場合の委託料や指定管理者への指定管理料などが想定されます。

ただし、財政的な支援だけではなく、場合によってはモノによる支援や人材の確保など、支援については様々な方法があります。

Q47

協働した場合の財源、予算規模、NPOなどの団体との間での負担割合はどうなるのですか？

A47

財源については、市が100パーセント負担する場合や、協働の相手が100パーセント負担する場合、そして協議のうえで負担を分ける場合など、事業によって様々です。事業内容にもよりますが、財源や予算規模については、市が担う役割と団体が担う役割を明確にしたうえで、それぞれの負担割合を協定書などにおいて決定し、事業の予算に計上します。

Q48

協働した場合、事業計画を予算どおり実行できるでしょうか？



A48

様々な協働の形態があるので、一概には言えませんが、市と協定書や契約を締結したものであれば、原則的に必ず実行していただく必要があるでしょう。計画を崩さないためにも、企画段階から市と協働の相手が事前にしっかりとした協議を行い、より実効性のある事業計画に練り上げることが大切です。

Q49

予算が複数年度にわたる場合、どうすればいいですか？

A49

市の予算は会計年度ごとに作成することになっているため、数年にわたる予算は原則として認められません。もちろん例外的に長期的な契約を行なうこともありますが、委託契約など一部のものだけです。

協働事業が数年にわたるものであれば、各部署と協働のパートナーが普段から連携を密にし、予算措置が必要であれば、各会計年度の前年度中に協議を行い進めていくことが望ましいでしょう。

Q50 事業によって収益が出た場合、財産管理はどうすればいいですか？

A50 事業に収益が出た場合に、委託契約書や協定書であらかじめ負担金や補助金の減額が取り決められているものは、その取り決めに応じて負担金や補助金を減額して市に返還することになります。



協働コラム～協働の原則～

奈良市では、『奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針』を策定し、そのなかで「協働の原則」を決定しています。

協働するにあたっては、お互いがこの原則を十分に理解しておくことが重要です。

協働の原則

① 対等であること

行政とボランティア・NPOは、お互いに上下の関係ではなくパートナーとして対等の関係を保つことが大切です。

② 相互に理解すること

行政とボランティア・NPOは、お互いの立場や特性を理解し尊重したうえで、それぞれの役割を明確にして協働の取り組みを行っていく必要があります。

③ 自主性を尊重すること

行政は、ボランティア・NPOのもつ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重しなければなりません。

④ 自立化を進めること

行政とボランティア・NPOは、依存や癒着の関係に陥ることのないよう、ボランティア・NPOが自立にむかうように協働を進めることが重要です。

⑤ 目的を共有すること

行政とボランティア・NPOは、協働の目的をお互いに共通理解し、確認しておくことにより、円滑な取り組みを行っていくことができます。

⑥ 補完しあうこと

行政とボランティア・NPOは、両者の特性を踏まえつつ、お互いに補い合いながら役割を分担することが大切です。

⑦ 公開すること

協働事業についてプロセスや結果等の情報を公開し、市民に対する説明責任を果たすことによって、協働に対する市民の理解を得ることができます。

⑧ 共に変わること

協働をとおしてお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という姿勢や意識が必要です。

⑨ 期限を決めること

協働事業の達成目標や事業期間など協働関係を解消する条件を決めておくことにより、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつつつけることが大切です。



第6章 協働の推進について

》 庁内に向けて



Q51 協働の必要性を課内や職員に理解・認識してもらうにはどうすればいいですか？

A51 協働についての正しい理解を得ることから始めましょう。市民やNPOとの協働が多く自治体で推進されていますが、とにかくなんでも協働すればよいというものではありません。協働は公共的な課題を効果的に解決するために市と様々な団体が手を携えながら取り組むことであり、効果が得られないような事業まで協働をする必要はありません。現状の課題に対し、協働することでどのような利点があるのかを職場内で議論しあえる場をつくる必要があります。

もし議論が持ちづらい場合がありましたら、協働推進課までご相談ください。

Q52 担当者が人事異動してしまったらどうすればいいですか？

A52 市の担当者は数年で部署異動するのが通例ですが、協働の相手は長い期間同じ方が担当をされることが多いため、市の担当者がしっかりと引き継ぎを行なっていくことが重要です。また、支障がでないよう複数の職員で事業を担当するなどの工夫をすることも大切です。

Q53 市内の組織づくり・運営はどう行うのですか？

A53 各部署に協働推進委員のような中心的に協働を進める担当者を決めることを検討しています。現状を改善する上で、課題・目的・成果・目標等を文章や図表で明らかにし、職場内で共有することが大切です。各事業が効率的・効果的に目的を達成するために、協働に適した事業であるか否かを検討し、基本計画や施策の戦略に沿って方向性を定めるのがよいでしょう。

Q54 必要な人材や時間はどうやって確保するのですか？

A54 事業に初めて協働を取り入れるときは、パートナーと話し合う時間や協定を締結する労力など、市だけで実施していた事業よりも必要とされる人材や時間はどうしても多くなるでしょう。しかし、そのために協働を取り入れることをやめるのではなく、まずは比較的执行しやすいことや効果が出やすいことから、徐々に協働の要素を取り入れていきましょう。

また、すぐには取り入れられない事業でも、いざ協働によって行うことになった際に事業がスムーズに進むよう、職員間の協働についての意識の向上を図ることや、理念を理解しておくことを心がけておきましょう。

》 市民に向けて

Q55

どのような方法で協働事業を市民へ広報・PRし、理解・協力してもらえばいいですか？

A55

まずはホームページやしみんだより、ツイッターなどで、事業の内容を市民に対して情報提供していく必要があります。また、住民説明会や意見交換会を開催し、事業の説明をすることや、その事業に関心の深そうな団体や事業者、学校に対して広報ちらしを配布するなどのPRを行っていくことも大切です。

より多くの方の理解や協力を得るためには、個々の事業のねらいや成果・評価も合わせて示し、だれが見ても理解できるものであることが必要です。



Q56

団体・市民等に協働の意識を持ってもらうにはどうすればいいですか？

A56

まずは奈良市を取り巻く課題や取り組みに、団体や市民、また地域の力が必要であることを伝えていく必要があります。地域や市民と市で力を合わせて解決すべき課題について、各部局が取り組んでいる現在の状況や行っている施策の情報を、わかりやすく公開していきましょう。

また、これまでに市民と協働して成功した例を紹介して市民のモチベーションをあげることや、市民の興味を持ちやすい分野などから重点的にPRするなどの工夫も有効です。

ただし、これらは市から一方的に団体・市民に発信しておしつけるのではなく、対等な立場での対話によって共感してもらう必要があります。そのため、タウンミーティングや、職員が職務内外問わず、自ら団体や市民の輪の中に参加し、直接話をしていくことが重要です。



協働コラム～NPOについて②～

★NPO法人化のメリット

NPO法人になるには、所轄庁の認証を受ける必要があります。

法人格を取得すれば、情報公開などの義務が課せられますが、「法人名による契約や不動産の所有、銀行口座の開設ができる」「社会的信用が増す」などのメリットがあります。

法人化するかどうかは、団体の活動目的や実態に合わせて選択する必要があります。

★NPOの非営利性

NPOの「非営利」という言葉から、「事業を行い収益を出してはいけない（無償でなくてはならない）」と思う方もいるかもしれませんが。

「非営利」とは「営利を目的としない」ことを意味し、発生した収益を構成員に分配するのではなく、収益を団体本来のミッション（使命）実現に向けた活動に再投資する、つまりそれを資金として次の事業に活用することが認められています。

また、スタッフに「給与」を支払うことも活動のための投資であり、問題はありませ



》 全体に向けて

Q57

**能力・専門知識向上のための研修等がありますか？(市民・団体・行政)
また担当者の研修がありますか？**

A57

市民・団体の方々向けとしては、団体の力を向上させるための講座や、市民の公益活動に対する関心を高めるための講座などを、奈良市ボランティアインフォメーションセンターにて開催しています。

また、市職員を対象とした研修も行っています。平成24年度は、市民公益活動団体と一部部局の係長級職員との合同研修や、協働に関する基礎知識に関する研修を行いました。

その他にも、奈良県や、様々な市民公益活動団体も、協働に関する研修を開催しています。詳しくは奈良市ボランティアインフォメーションセンターにお問い合わせください。なお、担当者向け研修については、現在は行っておりません。

Q58

幅広い意見を求めるためには、みんなの声をどのような方法で集めていけばいいですか？またその範囲は？



A58

事業によって、意見を求める範囲については変わるかと思われませんが、直接市民や団体の意見を求めるには、地域の自治会やNPOなどの市民公益活動団体や、事業に関係する社会貢献活動を行っている事業者などに対し、意見交換会やアンケートを行うことなどの方法が挙げられます。また、市民公募委員の採用やパブリックコメントも幅広い意見を拾う方法の一つです。

Q59

協働について相談できる場所・窓口やサポート体制はありますか？

A59

奈良市役所内の協働推進課が基本的な窓口となります。また、ボランティアインフォメーションセンターや奈良市社会福祉協議会が指定管理者となっているボランティアセンターでも、市民公益活動団体等の情報をお尋ねいただけます。

Q60

**奈良市で実際に協働を進めている課はあるのですか？
また、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」制定後、協働をして
上手い例はどのようなものですか？**

A60

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」に、奈良市の協働による手法の事業を載せており、平成25年度は92事業が挙げられています。また、これ以外にも約300の事業が協働による事業となっています。このまちづくり推進計画には、年度終了ごとに各事業の総合評価がAからEの5段階で記載されています。平成23年度は約8割の事業がAもしくはB評価となっており、奈良市のホームページで掲載しております。

【奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画】

(<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1292811162915/index.html>)

Q61

協働組織の法規制はありますか？

A61

協働の相手によって、パートナーに適應される法律に違いがあります。例えば所轄庁の認証を受けたNPO法人の場合、特定非営利活動促進法によって、収益は当該特定非営利活動に係る事業のために使用されなければならないと規定されており、事業によって発生した収益を法人の役員や会員等に分配することはできません。その他にも、設立や運営に関して、所轄庁に対して事業報告書の提出が義務付けられている等、様々な規制が設けられています。

なお、個人情報の取扱いや守秘義務に関しては特に注意する必要があるので、お互いに常に意識しておきましょう。



協働コラム～協働の流れ～

協働について振り返り、一連の流れをまとめました。
ぜひ身近なところから、みんなで一緒に協働を始めましょう！



Step 1

協働で行うべき事業や課題を見つける

行政が単独で行うよりも市民と一緒にいった方が効果が高いと考えられるケースや、地域に密着した地域の声が必要な事業など、新規事業だけでなく、既存の事業からも検討してみましょう！

Step 2

どのような形態で協働するか決定する

協働にも様々な形があります。どのような形で協働するかについては、市民ニーズや協働の目的を検討して個別に判断します。

Step 3

相手となるパートナーを探し、話合う

こういった相手と協働するかは、ボランティア・NPOのミッションや能力と、協働の目的を考えて判断します。また、ボランティア・NPOの強みは行政とは異質な発想にあります。必要な情報を適切な時期に提供することにより、企画段階からの協働も進めます。

POINT!

- 協働を行う理由や協働相手の選定理由について公表すること。
- 達成すべき目標のイメージを共有すること。
- 工程表を作り、お互いの強み・弱みの把握に基づき、役割分担・責任分担・資金負担を明確にし、書面（契約書、協定書、覚え書き等）にすること。

Step 4

事業を実施する

協働のパートナーとの連絡を密にし進捗状況を把握しつつ、お互いの特性を活かしながら、事業を進めましょう。

POINT!

- 協働の事業目的の達成をめざして、軌道修正を行うこと。
- 協働が適当でないことが判明すれば、理由を説明して協働を取りやめること。協働はあくまでも手段であって目的ではありません。

Step 5

振り返り評価・改善する

事業が終われば振り返りが必要です。事業について評価を行い、次回にフィードバックしましょう！

POINT!

- 協働事業の終了後は、相手方との意見交換の機会を設けること。
- 協働のノウハウが、関わった職員以外にも共有されるようにすること。
- 協働の成果については公表すること。